

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年5月20日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、既存のAI等を活用して、地元ニーズを踏まえた人工干潟・藻場を造成する際の適地検討における簡易な計画案作成や干潟・藻場造成断面の概略検討が可能なシステム開発を行う。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 人工干潟・藻場の計画や造成断面に関する研究実績を有すること。
- 2) 干潟・藻場の生態系、環境改善に関する知見を有すること。
- 3) 既存技術情報を汎用LLMと組み合わせたローカルGPTを構築する能力を有すること。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

最適最良な人工干潟の整備技術開発に関する研究委託

(2) 業務内容

- ①データ収集・検討
- ②AIシステムの検討

(3) 履行期限

令和8年3月16日

3. 業務目的

本業務は、既存のAI等を活用して、地元ニーズを踏まえた人工干潟・藻場を造成する際の適地検討における簡易な計画案作成や干潟・藻場造成断面の概略検討が可能なシス

テム開発を行う。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②中国地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ①人工干渉・藻場の計画や造成断面に関する研究実績を有すること。
- ②干渉・藻場の生態系、環境改善に関する知見を有すること。
- ③既存技術情報を汎用 LLM と組み合わせたローカル GPT を構築する能力を有すること。

5. 手續等

(1) 担当部局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28 庁舎 4 階
中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課
電話：(082) 250-1901 E-mail : hirogicho-soumu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 5 月 20 日（火）から令和 7 年 6 月 9 日（月）まで（1）と同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 7 年 6 月 9 日（月）16 時 00 分（1）と同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) と同じ。
- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和 7 年 7 月 2 日（水）16 時 00 分
- (4) 中国地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も 5. (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。